

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年5月15日

独立行政法人自動車事故対策機構

理事長 中村 晃一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

独立行政法人自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）では、自動車アセスメント情報提供業務として、市販されている自動車についての自動車安全性能の比較試験を実施し、ユーザーに対し安全情報の提供を行うこととしている。

本業務では、自動車アセスメントロードマップにおいて今後導入予定されているドライバーモニタリングシステムの自動車アセスメント評価について、「2026年度 ドライバーモニタリングシステムの自動車アセスメント評価導入に向けた調査研究」を実施し、その結果をまとめて機構へ提出するものである。

本業務の実施にあたっては、「ドライバーモニタリングシステムに係る知見を有していること」及び「機構が行う自動車アセスメント評価の内容並びに趣旨等について十分熟知しており、公平中立な機関であること」が条件となることから、当該条件を満たす法人（以下、「特定法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果において、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該応募者と特定法人等に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する。

2. 業務内容

- (1) 業務名 「2026年度 ドライバーモニタリングシステムの自動車アセスメント評価導入に向けた調査研究」
- (2) 業務内容 ドライバーモニタリングシステムに関し、事故低減効果の分析及び実車実験により当該装置の作動条件等についてデータを取得することによって、自動車アセスメントに導入可能な評価法を検討し報告を行う業務

(3) 履行期限 令和9年3月26日(金)

3. 業務目的

自動車アセスメント情報提供業務として、ユーザーに対し安全情報の提供を行うため、「2026年度 ドライバーモニタリングシステムの自動車アセスメント評価導入に向けた調査研究」を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 独立行政法人自動車事故対策機構契約事務細則第23条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省大臣官房会計課から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑤ 国の令和07・08・09年度の競争参加資格(「役務の提供等」について)を有していること。

ただし、国の競争参加資格を有していない者も参加意思確認書を提出することができることとするが、応募要件を満たし、企画競争に移行する場合、企画競争による企画提案書の提出者として選定された場合には、企画提案書の提出の時に、当該資格を取得していなければならない。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

調査の実施にあたっては、先進自動車(ASV)の効果予測等についての知見があり、機構が行う自動車アセスメント予防安全性能評価の内容並びに趣旨等について十分熟知していること。

(3) 設備・システムに関する要件

試験業務を実施することができる試験設備を保有していること又は使用が可能なこと。また、試験機器の校正・点検等が確実に実施されていること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

ユーザーに対し安全情報の提供を行うための調査研究であるため、公平中

立性が求められることから、自動車又は自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営むものでないこと。

(5) 守秘性に関する要件

業務上知り得た内容及びその他業務の機密事項を他に漏らさないこと。
また、その職を退いた後も同様とする。

(6) 業務執行体制に関する要件

調査研究業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ち、調査研究業務が円滑に行えるよう担当者に適切な指示、監督を行えること。

(7) その他

試験を実施する場所は日本国内であること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階
独立行政法人自動車事故対策機構 経理部会計グループ
電話 03-5608-7594

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年5月15日(金)から令和8年6月5日(金)までの(土・日曜日を除く。)9時30分から17時(12時から13時までを除く。)の間に(1)の場所において交付する。

ただし、令和8年6月5日(金)については12時までとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年6月5日(金)までの(土・日曜日を除く。)9時30分から17時(12時から13時までを除く。)の間に(1)の場所に持参または郵送すること。なお、郵送の場合には簡易書留による提出とし、FAX等による提出は、無効とする。

ただし、令和8年6月5日(金)については12時まで(※時間厳守)とする。

提出にあたっては、4. 応募要件を満たすものであることを証する書面を合わせて提出すること。

(4) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、返却しない。

③ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

- ④ 上記(3)の期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

6. 参加意思確認書の審査

参加意思確認書の提出があった場合は、応募要件を満たしているか否かの審査を行い、審査結果を令和8年6月15日(月)までに通知する。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口：5.(1)に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。